

市役所本庁舎緑化整備事業
審査基準書

令和 7 年 3 月

目 次

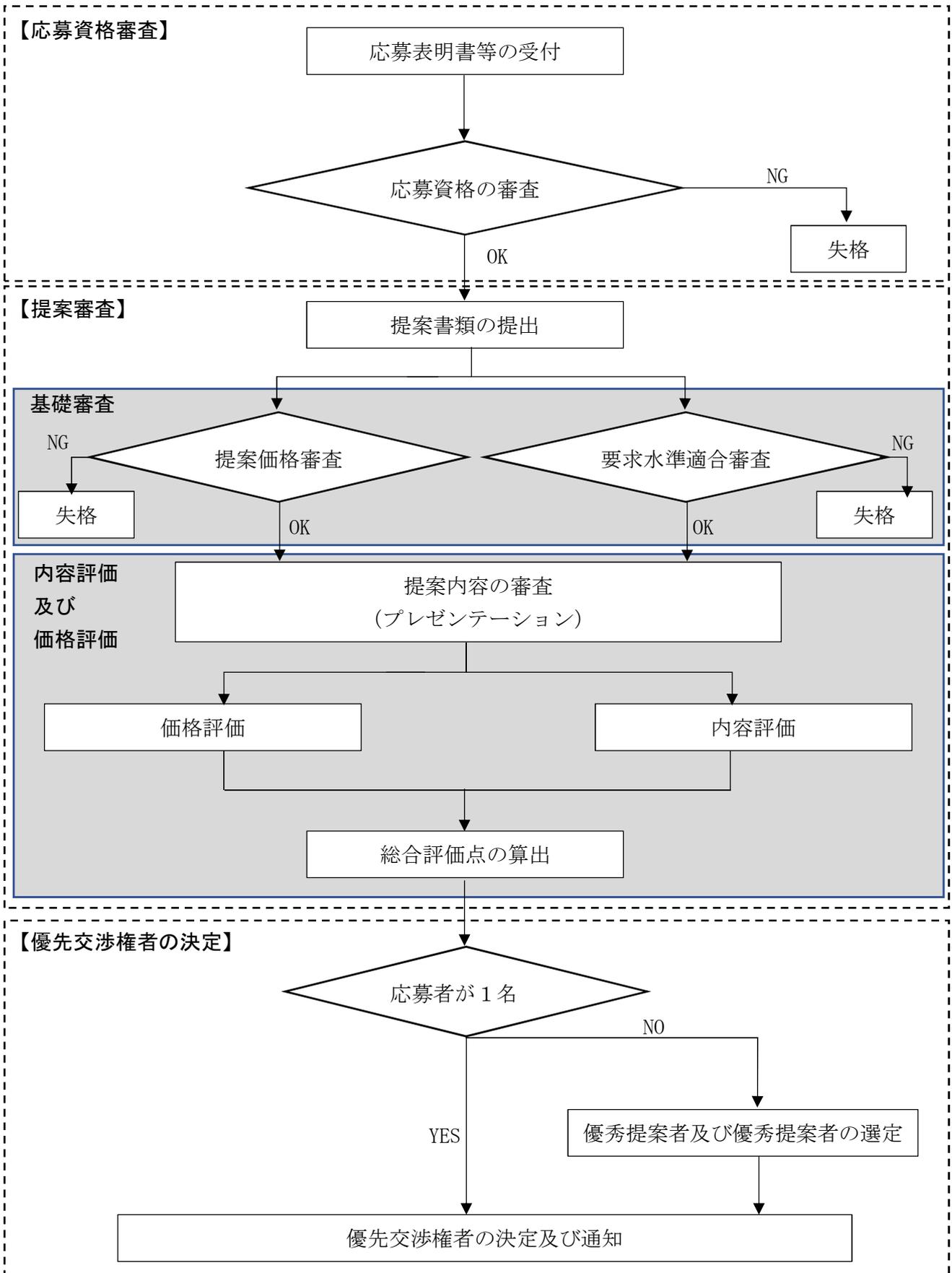
| | | |
|----|--------------------|---|
| 第1 | 本書の位置づけ | 1 |
| 第2 | 提案の審査及び優先交渉権者の決定方法 | 2 |
| 第3 | 応募資格確認 | |
| 1. | 応募表明書等の受付 | 4 |
| 2. | 応募資格確認 | 4 |
| 第4 | 提案評価 | |
| 1. | 基礎審査 | 5 |
| 2. | 内容評価及び価格評価 | 5 |
| 第5 | 優先交渉権者の決定 | 8 |

第1 本書の位置づけ

本審査基準書は、本市が優先交渉権者を決定するための方法及び基準を示すものである。

第2 提案の審査及び優先交渉権者の決定方法

提案の審査及び優先交渉権者の決定の方法は、以下のとおりである。



提案審査のうち内容評価は、評価の公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため、学識経験者等で構成する提案評価委員会において評価を行う。

なお、提案評価委員会の委員は以下のとおりである。

(表 2-1) 市庁舎緑化整備事業提案評価委員会
委員名簿 (令和 7 年 3 月 17 日 設置)

| 委員 | | | 役職 | 専門分野 |
|----|------|--------|------------------------------|------|
| ① | 委員長 | 西川 真水 | 西日本短期大学 緑地環境学科 教授 | 造園計画 |
| ② | 副委員長 | 田上 健一 | 九州大学大学院芸術工学 研究院 環境設計部門 教授 | 建築計画 |
| ③ | 委員 | 山口 亜希子 | 公益財団法人都市緑化機構 上席総括研究員 | 緑化技術 |
| ④ | 委員 | 福山 武 | 福岡市 財政局 財産有効活用部長 | 行政 |
| ⑤ | 委員 | 宮本 信太郎 | 福岡市 住宅都市局 公園部長 | 行政 |

第3 応募資格確認

1. 応募表明書等の受付

本市は、応募者に求めた応募表明書等（様式1-1～様式1-11及び添付資料）がすべて揃っていることを確認する。

2. 応募資格確認

本市は、提出された応募表明書等をもとに、応募者が公募要綱「第2 1. 応募者の備えるべき応募資格」に示した応募資格を満たしているか審査する。なお、本市は、提出された応募表明書等を審査した上で必要があると判断した場合、応募表明書等の補足若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

応募資格を満たしていない場合は、失格とする。なお、応募資格審査の結果は、提案審査に反映するものではない。

第4 提案評価

1. 基礎審査

基礎審査は、公募要綱に示す提案価格及び要求水準書に示す要求水準への適合について審査する。

(1) 提案価格審査

応募者の提案価格が上限額以下であることを審査する。

(2) 要求水準適合審査

応募者から提出された提案書類に記載された内容が、要求水準書に示す要求水準を満たしていることを審査する。なお、本市は、提出された提案書類を確認したうえで必要があると判断した場合は、応募者に文書で質問し、回答を求めることがある。

2. 内容評価及び価格評価

内容評価点は900点、価格評価点は100点、合計1,000点満点とする。

内容評価点は、提案書類の内容について、以下の表に示す評価項目ごとに、以下の「(2) 点数付与基準」に示す加算割合に従って得点を算出し、その得点を合計したものとする。

なお、計算にあたっては、小数点以下第二位を四捨五入し、内容評価点が450点に満たない場合は、失格とする。

(1) 配点の枠組み

内容評価及び価格評価の配点は以下のとおりである。詳細は別紙3「評価項目及び配点表」を参照すること。

(表 4-1) 評価項目及び配点

| 分類 | | 評価項目 | | 配点 |
|---------------|-----------------|---------------|---------------------------|------|
| 内容評価 (900) | 全体計画 (200) | 基本方針 | 事業の基本的な考え方やコンセプト | 80 |
| | | 事業の 実現性 | 事業の実施体制 | 30 |
| | | | 事業スケジュール | 30 |
| | | 地域への貢献 | 地域経済への貢献方策 | 30 |
| | | 環境への配慮 | 環境負荷低減等の方策 | 30 |
| | 緑化計画 (400) | デザイン (250) | 全体イメージ | 100 |
| | | | ベランダ、西側壁面、大屋根、 給排気塔の緑化 | 100 |
| | | | その他の緑化 | 50 |
| | | 緑化手法 (150) | 施工方法 | 100 |
| | | | 植物材料 | 50 |
| | 維持管理計画 (300) | 管理手法 (250) | 持続可能性 | 200 |
| | | | 効率化 | 50 |
| | | 安全対策 (50) | 安全対策 | 50 |
| 価格評価 (100) | 提案価格 | イニシャルコスト | 100 | |
| 合計 | | | | 1000 |

(2) 点数付与基準

内容評価点は、評価項目ごとに評価し、得点化した上で付与した各点を合計し算出する。

評価は、A～Eの5段階評価による絶対評価とする。各評価区分の評価基準及び加算割合は、以下のとおりである。

(表4-2) 点数付与基準

| 評価区分 | 評価基準 | 加算割合 |
|------|--------------|---------|
| A | 非常に優れている | 配点×1.0 |
| B | 優れている | 配点×0.75 |
| C | 適切な提案がなされている | 配点×0.5 |
| D | やや劣っている | 配点×0.25 |
| E | 劣っている | 配点×0 |

(3) 価格評価

提案価格の評価点は、以下の式により算出する。

$$\text{提案価格の評価点} = \text{配点} \times (\text{最低提案価格 (円)} / \text{応募者の提案価格 (円)})$$

(4) 総合評価

本市は、各応募者の内容評価点及び価格評価点の合計点数が最大となった提案を最優秀提案とし、最優秀提案者を選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{【内容評価点】} + \text{【価格評価点】}$$

第5 優先交渉権者の決定

本市は、提案評価委員会の評価結果を参考に、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者の決定にあたり、審査の過程で懸念事項として指摘された提案内容があった場合、当該懸念事項を優先交渉権者に提示し、要求水準を逸脱せず、かつ提案内容を大幅に変更しない範囲で、提案内容の改善を図ることを求める協議を行うことがある。